

商品概要説明書

マイカーローン（三菱UFJニコス保証型）

（2025年4月1日現在）

商品名	マイカーローン（三菱UFJニコス保証型）
ご利用 いただける方	○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者で、入社月の6か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。 なお、お借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができます。 ①自動車・バイク・除雪機（ともに中古を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③営業以外の用途による運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金。 ⑥他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金（残価設定型クレジット含む。）。 ⑦マイカーローン（残価設定型）（三菱UFJニコス保証型）における残価返済資金について、残価額を上限としてお借換いただけるほか、自動車の売却額が残価を下回った場合の不足額についても、その不足額を上限としてお借換いただけます。 ○農業従事者に限り、軽トラックを資金使途に含めることができます。
借入金額	○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、お借入時年齢が満71歳以上の方については、200万円を上限とし、新卒内定者については、300万円を上限とします。
借入期間	○据置期間を含め6か月以上15年以内とします。 なお、据置期間は、新卒内定者のみを対象とし、ご融資日からご融資対象者の入社前月末日までの範囲内とします（最大6か月）。ただし、マイカーローン（残価設定型）（三菱UFJニコス保証型）における残価返済資金をお借換する場合は、残価設定期間を含め15年（180か月）以内となります。

マイカーローン（三菱UFJニコス保証型）

借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（当J Aの個人向け長期変動貸出基準金利（パーソナルプライムレート））により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（当J Aの個人向け長期変動貸出基準金利（パーソナルプライムレート））により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（当J Aの個人向け長期変動貸出基準金利（パーソナルプライムレート））により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、保証料率を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。												
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。												
担保	○不要です。												
保証人	○当J Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当J A所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th><th>加算率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>J A所定利率</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>J A所定利率</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>J A所定利率</td></tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td><td>J A所定利率</td></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td><td>J A所定利率</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算率	団体信用生命共済（特約なし）	J A所定利率	長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A所定利率	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A所定利率	がん保障特約付団体信用生命共済	J A所定利率	団体信用生命共済（ワイド）	J A所定利率
団体信用生命共済（保険）名	加算率												
団体信用生命共済（特約なし）	J A所定利率												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A所定利率												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A所定利率												
がん保障特約付団体信用生命共済	J A所定利率												
団体信用生命共済（ワイド）	J A所定利率												

9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたってはお借入利率に以下の利率が加算されます。 J A 所定利率
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合… J A 所定金額 ②一部繰上返済の場合… J A 所定金額 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は J A 所定金額の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または当 J A 本店設置の苦情等受付窓口にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 本店設置の苦情等受付窓口または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会本会（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会西三河支部（電話：0564-54-9449）
その他	○インターネット上から仮審査をお申込みいただけます。 ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、J A 所定金額の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 西三河